

坂出市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考)令和4年 度の人件費率
令和5年度	人 50,349	千円 25,204,357	千円 195,306	千円 4,974,269	% 19.7	% 18.7

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

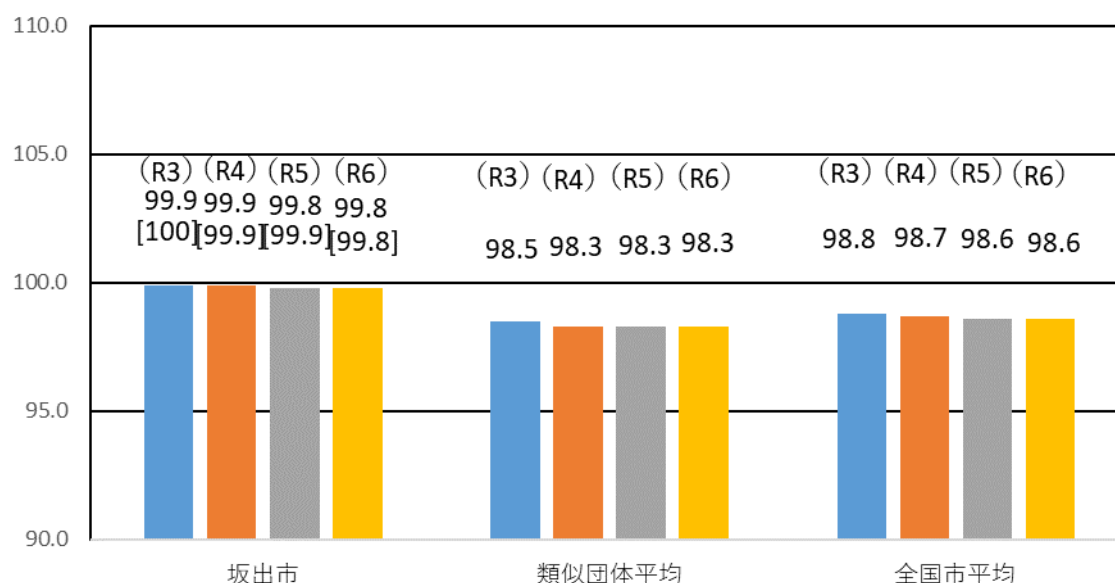
区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和5年度	人 497	千円 1,864,576	千円 447,135	千円 747,243	千円 3,058,954	千円 6,155	千円 6,181

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員数は、令和5年4月1日現在の人数です。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員および会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）および定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の

行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 []書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。

（補正前のラスパイレス指数×（1+当該団体の地域手当支給割合）/（1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合）により算出。）

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

4 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※令和6年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み。

--

（4）給与制度の総合的見直しの実施状況について

①給料表の見直し（実施）

（給料表の改定実施時期） 平成27年4月1日

（内容） 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。激変緩和のため、令和元年度末までの間、経過措置（現給保障）を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。ただし、医療職（1）給料表適用者を除く。

②地域手当の見直し

	平成 26年度	平成27年度		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
		4月1日 時点	遡及 改定後									
国基準による支給割合	0%	1%	2%	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%
坂出市の支給割合	0%	2%	2.2%	2.6%	2.9%	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%

③その他の見直し内容

55歳を超える職員（行政職給料表6級相当以上）に対する給料等の1.5%減額支給措置については、55歳を超える職員の給与の適正化を含めた給料表の水準の引下げ措置を講じることから、県と同様に廃止する。（平成27年4月1日実施）

(5) 特記事項

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和 6 年 4 月 1 現在）

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
坂出市	40.5 歳	306,821 円	385,532 円	341,780 円
香川県	42.9 歳	325,406 円	412,347 円	357,780 円
国	42.1 歳	323,823 円	—	405,378 円
類似団体	41.7 歳	313,594 円	395,822 円	360,145 円

② 技能労務職

区 分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)
坂出市	48.4 歳	27人	299,441 円	358,703 円	285,432 円
うち学校給食員	— 歳	一人	— 円	— 円	— 円
うち清掃職員	51.5 歳	19人	282,711 円	351,647 円	303,587 円
うち用務員	— 歳	一人	— 円	— 円	— 円
香川県	55.9 歳	9人	299,869 円	320,872 円	314,739 円
国	51.2 歳	1,829人	288,144 円	—	330,553 円
類似団体	52.7 歳	16人	321,506 円	377,113 円	353,146 円

（注）該当職員が 3 人以下の場合は、平均値に誤差を生じ、比較等が困難なため記載を省略しています。

技能労務職（民間）

対応する民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	参考 A / B
調理士	43.2 歳	250,200 円	—
廃棄物処理業従業員	47.7 歳	314,900 円	1.12
用務員	49.1 歳	244,800 円	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員（C）	民間（D）	C / D
坂出市	—	—	—
うち学校給食員	— 円	3,321,600 円	—
うち清掃職員	5,599,164 円	4,376,300 円	1.28
うち用務員	— 円	3,297,300 円	—

※該当職員が 3 人以下の場合は、平均値に誤差を生じ、比較等が困難なため記載を省略しています。

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。（令和 3 年～令和 5 年の 3 ヶ年平均）

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

③ 教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
坂出市	41.5 歳	328,443 円	368,797 円
香川県	41.3 歳	351,154 円	395,885 円
類似団体	42.3 歳	319,527 円	373,194 円

④ 消防職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
坂出市	38.5 歳	307,014 円	392,219 円
類似団体	38.3 歳	302,620 円	392,377 円

（注）1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

（2）職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		坂 出 市	香 川 県	国
一般行政職	大 学 卒	202,400 円	202,400 円	196,200 円
	高 校 卒	170,900 円	170,900 円	166,600 円
技能労務職	高 校 卒	170,900 円	159,500 円	—
教 育 職	大 学 卒	208,000 円	226,100 円	—
消 防 職	大 学 卒	208,000 円	—	—
	高 校 卒	176,100 円	—	—

（3）職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	25年以上30年未満
一般行政職	大 学 卒	284,000 円	336,900 円	378,200 円	389,100 円
	高 校 卒	— 円	— 円	— 円	— 円
技能労務職	高 校 卒	232,500 円	260,300 円	— 円	— 円

（注）該当職員が3人以下の場合は、平均値に誤差を生じ、比較等が困難なため記載を省略しています。

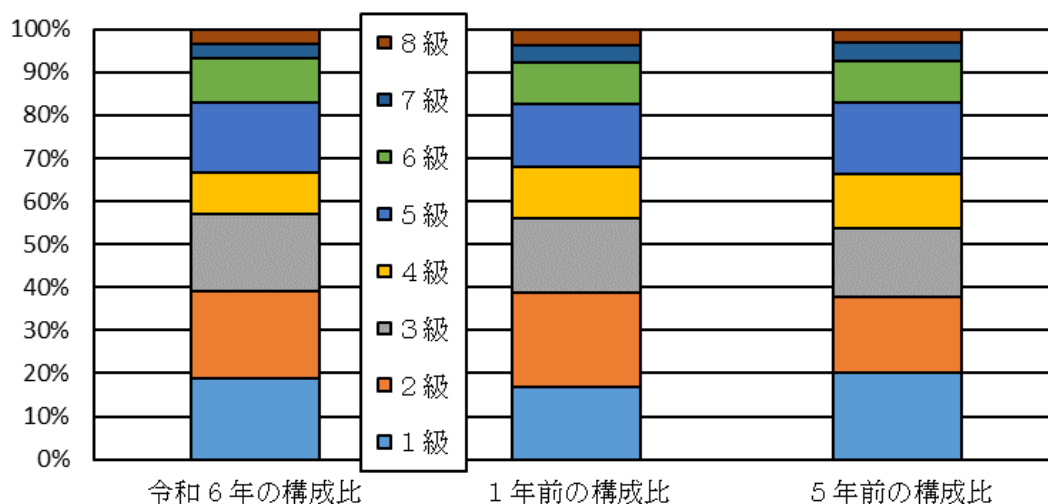
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和6年4月1日現在）

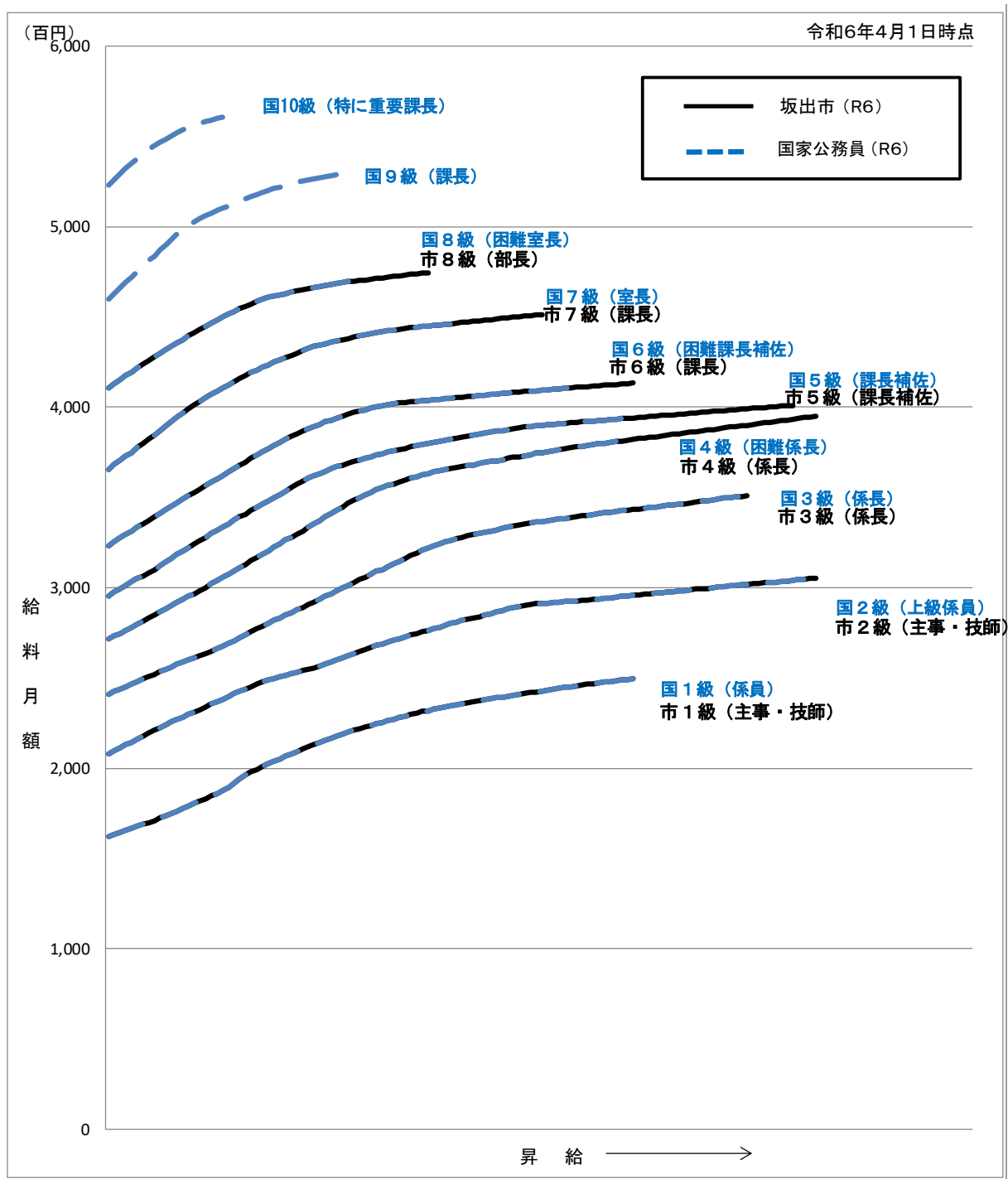
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1 級	主事・技師	53 人	18.8 %	162,100 円	249,400 円
2 級	主事・技師	57 人	20.2 %	208,000 円	305,200 円
3 級	係長・主査・主事・技師	51 人	18.1 %	240,900 円	351,000 円
4 級	副主幹・係長・主査	27 人	9.6 %	271,600 円	394,800 円
5 級	課長補佐・副主幹	46 人	16.3 %	295,400 円	401,000 円
6 級	課長・主幹・課長補佐	29 人	10.3 %	323,100 円	413,300 円
7 級	課長	9 人	3.2 %	365,500 円	451,400 円
8 級	部長	10 人	3.5 %	410,300 円	474,500 円

- (注) 1 坂出市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。
 3 暫定再任用職員・任期付職員を除きます。

級別職員数の状況



(2) 国との給料表カーブ比較表（一般行政職）（令和6年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（坂出市）

令和6年4月2日から令和7年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
ア 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
イ 人事評価を実施していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

坂出市（普通会計）	香川県	国
1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,472千円	1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,704千円	—
（令和5年度支給割合） 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分	（令和5年度支給割合） 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分	（令和5年度支給割合） 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

（注）（ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

勤勉手当への人事評価の活用状況（坂出市）

令和4年度中における運用	管理職員		一般職員	
ア 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	支給可能な 区分	支給実績が ある区分	支給可能な 区分	支給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
イ 人事評価を実施していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和6年4月1日現在）

坂 出 市			国		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～20%)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～45%)		
1人当たり平均支給額 (普通会計決算)			11,753千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当

(普通会計)

支給実績（令和5年度決算）			58,013 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）			117,435 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
坂出市	3%	490人	3 %
高松市	6%	4人	6 %

(4) 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

(普通会計)

支給実績（令和5年度決算）		22,528 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）		180,225 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）		24.1 %		
手当の種類（手当数）		8		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和5年度)	左記職員に対する支給 単価
感染症等防疫作業従事手当	一般行政職	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項及び第3項に規定する感染症が発生し、または発生するおそれがある場合において、感染症患者もしくは感染症の疑いのある患者の救護もしくは感染症の病原体の付着した物件もしくは付着の危険がある物件の処理作業に従事した場合または家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第2条に規定する家畜伝染病の病原体を有する家畜もしくは病原体を有する疑いのある家畜に対する防疫作業に従事した場合	336千円	日額550円 新型コロナウイルス感染症に対処するための感染症等防疫作業従事手当の特例 (1)日額3,000円 (2)日額4,000円（患者等の身体に接触し、または長時間にわたり接して行う作業に従事した場合）
徴収事務従事手当	一般行政職	市税、国民健康保険税、下水道事業受益者負担金または公営住宅使用料等の徴収事務に従事した場合	270千円	日額200円
行旅病人等収容作業従事手当	一般行政職	行旅病人または行旅死亡人の収容作業に従事した場合	463千円	行旅病人 1件 1,500円 行旅死亡人件 1件 4,000円

社 会 福 祉 業 務 従 事 手 当	一般行政職	福祉事務所に勤務する現業を行う所員 及び指導監督を行う所員が福祉に関 する業務に従事した場合	528千円	日額380円
環 境 衛 生 業 務 従 事 手 当	技能労務職	市民生活部生活課または角山環境セン ターに勤務する職員が環境衛生業務に 従事した場合 (1) 直接し尿収集作業に従事した場合 (2) 直接塵芥収集作業に従事した場合 (3) 直接塵芥処理作業に従事した場合 (4) 直接下水浚渫作業に従事した場合 (5) 直接犬、ねこ等死体収集作業に従 事した場合	6,986千円	(1)日額1,800円 (2)日額1,250円 (3)日額1,700円 (4)日額1,350円 ただし、(1)から(4)までの 手当について、班長に あつては300円、副班長 にあつては250円を当該 各号に掲げる金額に加 算した額 (5)1件450円
火 葬 業 務 従 事 手 当	技能労務職	市民生活部生活課に勤務する職員が 火葬業務に従事した場合	523千円	日額1,800円
消 防 業 務 従 事 手 当	消防職	消防本部に勤務する職員が消防業務ま たは救急業務に従事した場合 (1)消防業務手当 ア 救急救命士業務に従事した場合 イ ア以外の業務に従事した場合 (2)出動手当 火災、救急、救助その他の災害に出 動した場合 (3)夜間特殊業務従事手当 隔日勤務に従事する者が深夜(午後 10時から翌日の午前5時までの間)勤 務に従事した場合	13,162千円	(1) ア 1当務につき 400円 ただし機関員は680円 イ 1当務につき 隔日勤務者 300円 ただし機関員は580円 隔日勤務者以外の者 160円 ただし機関員は310円 (2)出動1回につき 非番職員 550円 非番職員以外の者 300円 (3)勤務1回につき 2時間未満 1回 400円 2時間以上5時間以下 1回 600円 5時間超 1回 900円
企 業 団 業 務 従 事 手 当	企業職	香川県広域水道企業団に派遣した職 員が企業団業務に従事した場合 (1)滞納徴収手当 水道料金の滞納整理のため徴収、停 水処分等の外勤業務に従事した場合 (2)現場作業手当 道路上において修繕工事ならびに工 事の監督および指導に従事した場合 (3)緊急出動手当 勤務時間外において、緊急を要する 修繕工事、給水作業、施設点検業務 等に従事した場合	262千円	(1)日額550円 (2)日額200円 (3)出動1回につき 1,500円

(5) 時間外勤務手当

(普通会計)

支 給 実 績 (令 和 5 年 度 決 算)	1 3 8 , 8 4 2 千 円
職員 1 人 当 た り 平 均 支 給 年 額 (令 和 5 年 度 決 算)	2 6 8 千 円
支 給 実 績 (令 和 4 年 度 決 算)	1 6 4 , 6 8 7 千 円
職員 1 人 当 た り 平 均 支 給 年 額 (令 和 4 年 度 決 算)	3 1 7 千 円

(6) その他の手当 (令和6年4月1日現在)

(普通会計)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	・配偶者 行政職給料表7級以下 6,500円 行政職給料表8級 3,500円 ・子 10,000円 ・父母等 行政職給料表7級以下 6,500円 行政職給料表8級 3,500円 ・満16歳の年度初めから 満22歳の年度末までの子 各5,000円加算	同 同 同 同		45,662千円	237,823円
住居手当	・借家、借間居住者 (最高支給限度額) 29,000円	異	国は 28,000円	39,229千円	288,446円
通勤手当	・交通機関利用者 運賃等相当額 ・交通用具使用者 使用距離区分に応じ、 2,700円(片道2km以上) から最高20,900円	同 異	国は 2,000円 ～31,600円	26,222千円	69,186円
管理職 手当	役職に応じて 33,534円～77,040円	異	支給金額	75,034千円	568,439円
夜間勤務 手当	深夜(午後10時～午前5時) の勤務	同		8,930千円	162,366円
休日勤務 手当	休日等における正規の 勤務時間中の勤務	同		15,502千円	230,187円
宿日直 手当	宿直1夜につき4,400円 日直1日につき4,400円	同		0千円	0円
単身赴任 手当	異動等に伴い転居し、やむ を得ない事情により配偶 者と別居し、単身で生活 する職員に支給 ・30,000円+加算額(配偶 者住居の距離に応じ8, 000円～70,000円)	同		0千円	0円

5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額 等
給 料	市 長	8 8 5 , 0 0 0 円	(参考) 類似団体における最高／最低額
	副 市 長	6 7 9 , 0 0 0 円	1,061,000 円／593,400 円
	教 育 長	6 1 0 , 0 0 0 円	885,000 円／547,600 円
報 酬	議 長	5 5 4 , 0 0 0 円	737,000 円／372,000 円
	副 議 長	4 8 3 , 0 0 0 円	653,000 円／294,000 円
	議 員	4 3 3 , 0 0 0 円	591,000 円／266,000 円
期 末 手 当	市 長	(令和5年度支給割合) 3 . 4 月 分	
	副 市 長	(令和5年度支給割合) 3 . 4 月 分	
退 職 手 当	市 長	(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)
	副 市 長	給料月額×在職年数×500/100	17,700,000円 任期毎
	教 育 長	給料月額×在職年数×400/100	10,864,000円 任期毎
		給料月額×在職年数×150/100	2,745,000円 任期毎
	備 考		

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、
1期（市長・副市長4年＝48月、教育長3年＝36月）勤めた場合における退職
手当の見込額です。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

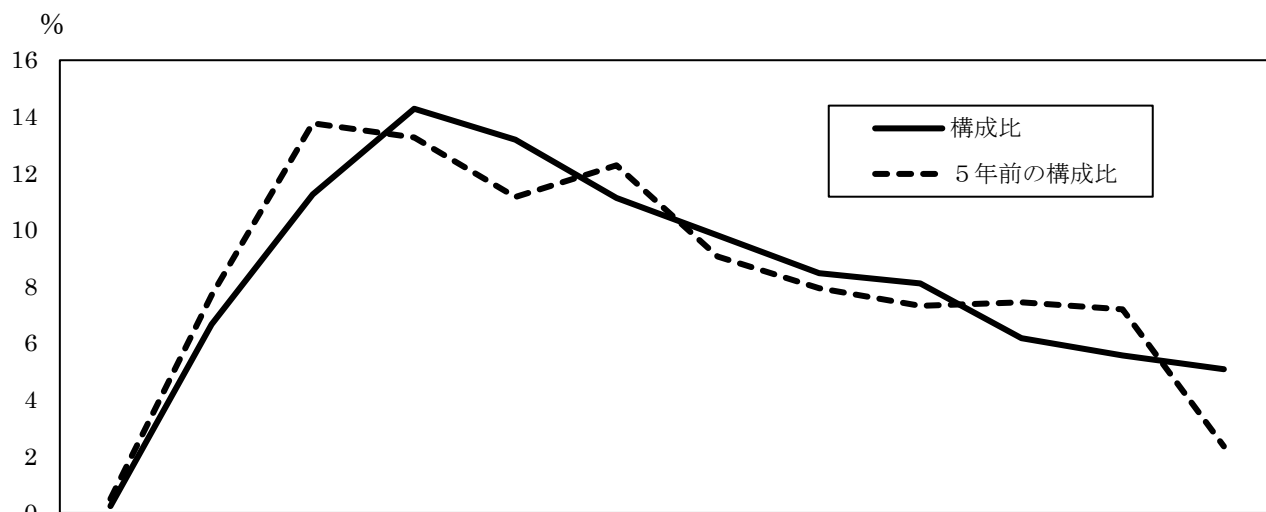
区 分 部 門			職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
			令和5年	令和6年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	6	6	2	体 制 強 化 の た め の 増
		総 務	8 7 (9)	8 9 (7)		
		税 務	2 6	2 6		
		労 働	1 (1)	1 (1)		
		農 林 水 産	1 9 (1)	1 8	△ 1	業 務 体 制 見 直 し に よ る 減
		商 工 土 木	9	9		
		生 産 性 提 高	4 6	4 7		
		民 生 衛 生	1 1 4 (4)	1 1 6 (2)		
	衛 生	5 3 (6)	5 2 (4)	1	体 制 強 化 の た め の 増	
				2	体 制 強 化 の た め の 増	
			△ 1	業 務 体 制 見 直 し に よ る 減		
	計	3 6 1 (21)	3 6 4 (14)	3	< 参 考 > 人 口 1, 000 当 た り 職 員 数 7. 2 人	
	教 育 部 門	5 8 (6)	5 8 (6)			
	消 防 部 門	7 8	7 9	1	体 制 強 化 の た め の 増	
	小 計	4 9 7 (27)	5 0 1 (20)	4	< 参 考 > 人 口 1, 000 当 た り 職 員 数 10. 0 人	
公 営 企 業 等 部 門	病 院 水 道 下 水 の 他		2 6 9 (6)	2 7 7 (3)	8 △ 7	体 制 強 化 の た め の 増 業 務 体 制 見 直 し に よ る 減
			2 2	1 5		
		4	4			
	小 計	2 9	2 9			
	小 計	3 2 4 (6)	3 2 5 (3)	1		
合 計			8 2 1 (33) [890]	8 2 6 (23) [924]	5 [34]	< 参 考 > 人 口 1, 000 当 た り 職 員 数 16. 4 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時または非常勤職員を除いています。

2 []内は、条例定数の合計です。

3 ()内は、暫定再任用職員・任期付職員であり、内数である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和6年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人 2	人 55	人 93	人 118	人 109	人 92	人 81	人 70	人 67	人 51	人 46	人 42	人 826

(3) 職員数の推移

（単位：人・％，各年4月1日現在）

部門別 \ 年度	H 3 1 年	R 2 年	R 3 年	R 4 年	R 5 年	R 6 年	過去5年間の増減数（率）
一般行政	337	347	355	358	361	364	27 (8.0%)
教育	69	73	70	59	58	58	△11 (▲15.9%)
消防	74	77	78	79	78	79	5 (6.8%)
普通会計計	480	497	503	496	497	501	21 (4.4%)
公営企業等会計計	326	339	340	334	324	325	△1 (▲0.3%)
総合計	806	836	843	830	821	826	20 (2.5%)

（注） 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

病院事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 令和4年度の総費用 に占める職員給与費 比率
令和5年度	千円 7,058,560	千円 980,972	千円 3,056,034	% 43.3	% 44.8

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和5年度	人 270	千円 987,163	千円 600,635	千円 398,747	千円 1,986,545	千円 7,358	千円 7,252

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員数は、令和5年4月1日現在の人数です。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員および会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）および定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和6年4月1日現在）

職 種	平均年齢	基本給	平均月収額
医療職(1)医師	44.1 歳	510,448 円	1,447,826 円
医療職(2)医療技術員	38.1 歳	317,311 円	531,682 円
医療職(3)看護師	35.0 歳	315,526 円	522,896 円
団体（市町村）平均			
医師	43.4 歳	567,868 円	1,407,938 円
看護師	41.3 歳	303,695 円	498,220 円

(注) 1 基本給とは、職員の給料、扶養手当及び地域手当の合算額です。

2 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

坂 出 市	(普 通 会 計)
1人当たり平均支給額（令和4年度）	1人当たり平均支給額（令和5年度）
医療職(1)医師 2, 2 7 3 千円	1, 4 7 2 千円
医療職(2)医療技術員 1, 3 5 6 千円	
医療職(3)看護師 1, 2 8 9 千円	

(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 (1.375) 月分 勤勉手当 2.05 月分 (0.975) 月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 (1.375) 月分 勤勉手当 2.05 月分 (0.975) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20％	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20％

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

坂 出 市			(普 通 会 計)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～20%)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～20%)		
過去3年間1人当たり平均支給額 3,687千円			1人当たり平均支給額 17,050千円 (普通会計決算)		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当

支給実績（令和5年度）		30,301千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)		122,675円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度 (支給率)
坂出市	3%	247人	3%

エ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）			232,319千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)			907,497円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度)			94.9%	
手当の種類（手当数）			9	
手当の 名称	主な支給対 象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和5年度決算)	左記職員に対する支給単価
病院業務従事 手当	医師・薬剤師 医療技術者 看護・保健職	市立病院に勤務し、給与条例 別表第2医療職給料表の適用 を受ける職員が医療業務に従 事した場合 (1)研究手当	(1) 25,992千円	(1) 医師 月額40,000円 ～70,000円 薬剤師 月額15,000円以内 看護師 月額2,000円～4,500円

			管理栄養士 月額3,100円
(2)医務手当	(2) 65,934 千円	(2) 医師 月額20,000円 ～150,000円 ただし、経験年数に応じ 加算する場合あり 理学療法士等 月額15,000円以内	
(3)有害物等取扱手当 臨床検査技師、臨床工学 技士または市長がこれに準 ずると認める職員が危険な 病原体の研究や検査の業 務に従事した場合 医師、診療放射線技師ま たは市長がこれに準ずると 認める職員がエックス線そ の他の放射線を人体に対 して照射する業務に従事し た場合 医師が全身麻酔の業務に 従事した場合	(3) 1,940 千円	(3)日額 300円 全身麻酔1件 20,000円	
(4)夜間看護業務等手当 病棟に勤務する助産師、看 護師または市長がこれらに 準ずると認める職員が正規 の勤務時間による勤務の 一部または全部が深夜(午 後10時から翌日の午前5 時までの間)において行わ れる看護等の業務に従事 した場合 職員が緊急患者の診療業 務のために正規の勤務時 間以外の時間に自宅等に おいて待機の体制を命じ られ、かつ、その時間中に 勤務を命じられて当該業務 に従事した場合	(4) 37,181千円	(4) 1回2,000円～6,800円 1日につき 1,000円 ただし、2分の1に相当 する時間である日に限り 500円 1夜につき1,000円 待機時間中に勤務に 従事した場合、規定の 手当に加え1回につき 1,000円	
(5)分べん業務手当 産婦人科に勤務する医師 または助産師が正規の勤 務時間以外に分べんの業 務に従事した場合	(5) 0千円	(5) 医師 1件 15,000円 助産師1件 5,000円	
(6)管理職員特別診療等手当 医療職給料表(1)の適用 を受ける職員のうち、管理 職手当を支給されている職 員が正規の勤務時間以外 に1時間以上緊急手術、緊 急患者の診療その他救急 医療業務等に従事した場 合 医療職給料表(2)または医	(6) 41,804千円	(6) 医療職給料表(1) 5,000円 ～20,000円 医療職給料表(2) 医療職給料表(3) 2,000円 ～8,000円	

		療職給料表(3)の適用を受ける職員のうち、管理職手当を支給されている職員が正規の勤務時間以外に、医師等から呼出を受け、1時間以上緊急手術、救急患者の診療その他救急医療業務等に従事した場合		
		(7)感染症等治療従事手当 感染症病室において治療、看護その他の業務に従事した場合	(7) 34,002千円	(7)医師 勤務1日につき350円 その他の職員 勤務1日につき290円
		(8)認定看護師等手当 助産師または看護師で、公益社団法人日本看護協会が資格認定する認定看護師、専門看護師または認定看護管理者であるもの	(8) 480千円	(8)月額5,000円
		(9)看護師等处遇改善手当 ア 看護師、准看護師及び助産師 イ 医療職給料表(2)の適用を受ける職員(薬剤師を除く。)および看護助手	(9) 24,986千円	(9)月額10,000円 月額6,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和5年度決算)	115,679千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	453千円
支給実績(令和4年度決算)	125,844千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	483千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

カ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (5年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (5年度決算)
扶養手当	- 配偶者 行政職給料表7級以下 (医療職給料表(1)3級以外、医療職給料表(2)及び医療職給料表(3)6級以外の者含む。) 6,500円 - 行政職給料表8級 (医療職給料表(1)3級及び医療職給料表(3)6級の者を含む。) 3,500円	同		18,343千円	251,275円
	子 10,000円	同			
	- 父母等 行政職給料表7級以下 (医療職給料表(1)3級以外、医療職給料表(2)及び医療職給料表(3)6級以外の者含む。) 6,500円 - 行政職給料表8級 (医療職給料表(1)3級及び医療職給料表(3)6級の者を含む。) 3,500円	同			
	満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子各5,000円加算	同			
住居手当	借家、借間居住者 (最高支給限度額) 29,000円	同		23,018千円	338,498円
通勤手当	交通機関利用者 運賃等相当額	同		16,133千円	82,312円
	交通用具使用者 使用距離区分に応じ、 2,700円（片道2km以上）から最高20,900円	同			
管理職手当	役職に応じて 37,863円～103,615円	異		29,949千円	680,663円
夜間勤務手当	深夜(午後10時～午前5時)の勤務	同		16,176千円	149,774円
初任給調整手当	医籍登録から35年以内 369,500円～54,600円	—		107,366千円	3,834,514円
宿日直手当	宿直勤務・日直勤務 医師 21,000円/回 看護師 5,700円/回	異		23,897千円	477,942円

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (5年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (5年度決算)
単身赴任手当	異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し、単身で生活する職員に支給 ・30,000円＋加算額（配偶者住居の距離に応じ8,000円～70,000円）	同		0千円	0円

8 技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

(1) 基本的な考え方

技能労務職員については、民間委託等により減員に取り組み、平成 3 年度との比較では 89%を超える職員数を削減しています。また、給与面においては、平成 19 年 4 月 1 日に実施した給与構造の見直しにより、給料水準を平均 6.0%引き下げたところです。また、新たな査定昇給制度を導入し、昇給・昇格要件を厳格化するとともに、55 歳を超える職員の昇給抑制も実施いたしました。また、平成 27 年 4 月からは、給与制度の総合的な見直しとして、給料表の水準を最大 4%程度、平均で 2%の引き下げを行いました。

今後も、これまでの方向性を堅持し、「民間にできることは民間に」を基本として民間委託等を積極的に推進しながら、適正な定員管理を行うとともに適切な給与水準の維持により、総人件費の抑制に努めてまいります。

《これまでの取組み》

実 施 内 容	これまでの取組み
病院給食調理業務の民間委託	平成 14 年度実施
学校技能員業務の外部委託	平成 14 年度から実施
給食調理部門の民間委託	平成 16 年度から実施
養護老人ホームの民設民営化	平成 17 年度実施
ごみ収集運搬業務の民間委託	平成 18 年度から実施

技能労務職員数（全会計）

平成 3 年 4 月 1 日	令和 6 年 4 月 1 日	削減数
248 人	27 人	△ 221 人

（注）再任用職員を含みます。

(2) 具体的な取組内容

- ◎ 平成 20 年度に全ての特殊勤務手当の見直し。
- ◎ 普通会計の技能労務職員数を令和 6 年には 27 人に削減。
- ◎ 全ての事務事業について官民の役割を見直すことにより、民間委託等を積極的に推進。
 - ・全市域の家庭系可燃ごみ等の収集運搬業務を民間委託へ移行。（平成 21 年度）
 - ・学校給食業務を調理員の退職者数に応じて順次民間委託へ移行。
 - ・学校技能員業務を正規職員の退職にあわせ、会計年度任用職員等を活用し対応していく。